

III 基調演説

基調演説
2000年の中国における環境保護

中華人民共和国
国家環境保護総局自然保護司副司長
Guotai Zhuang

議長、ご列席の皆様

北東アジア地域における環境保護問題を議論する機会を得られましたことは非常に大きな喜びです。中国代表団を代表して、中国におけるこの先2年間、また5年間に渡る環境保護の目標並びに内容を手短にお話ししたいと思います。

I. 2000年の中国における環境保護

A. 1999年の中国における環境保護

1999年は国の経済が安定的に発展を続けた一方で、中国の環境保護は、大きな成果を上げ、一層向上しました。いくつかの都市や地域における環境の質はある程度向上し、そのことが中国における改革並びに近代化の促進に大きな保証を与えたと言えます。

－ 汚染物質の排出総量規制と工業汚染源の基準達成は非常に促進され、1999年末までに11の汚染物質の総排出量は、排出基準を下回りました。工業汚染企業全体の基準達成率は74%で、重点企業の達成率は56%です。環境モニタリングの基本的能力は一層向上し、全国の100以上の都市で、大気質の報告が毎週実施されています。上海をはじめ10都市では、毎日報告が出され、天津等いくつかの都市では大気質予報が実施されています。

－ 都市、河川の流域、地方並びに海洋地域における汚染防止では、段階的に成果が出されています。北京の大気環境質は際立って改善されました。太湖、巢湖、滇池流域では、工業汚染源の排出基準達成がようやく満たされ、海河及び遼河流域の重点企業の汚染処理については成果が上がりました。SO₂の排出量は「酸性雨及び二氧化硫黄規制区域」において約80万トン削減されています。渤海における汚染防止はさらに向上し、陸地ベースの汚染は規制されています。中央政府が直接管理する全国の11の沿岸地域、自治区、自治体では、10年をかけて沖合いの海洋地域に環境機能ゾーンを設けました。

－ 自然の生態系保護も進展し、最新の統計では、1999年末には全国に1,146の自然保護区があり、その総面積は88,128,000haで、国土の8.8%を占めています。総合的タイプ、合理的な場所、完全な機能を備えた自然保護区のネットワーク・システムを確立し、1999年に中国は生物多様性に関するカントリー・レポートを発表し、生物の安全管理に関する法律を施行させました。

－ 生態系構築のために一層の投入が行われ、1998年に国家生態環境建設計画が施行されました。中国は自然林保護、総合的生態環境管理、防風林の構築、砂漠化防止、水質及び土壌の保全という一連の重要な生態系構築プロジェクトの策定を開始し、1998年と1999年には、生態系構築のための投資を180億元(RMB)増額しています。

2. 中国における現在の環境保護状況

当面、中国における総合的環境状況は以下の通りです：汚染物質排出総量は、未だ非常に多い；汚染は高レベル；地域によっては相当深刻；生態系破壊の進展がまだ効果的に抑制されず、かなり厳しい環境状況にあります。

中国における環境保護の問題は：第一に、汚染構造に新たな変化が見られます。すなわち、工業汚染は安定して減少傾向にあるものの、家庭や農業汚染は増大しています；第二に、計画及び実際の要求に従った環境保護の投資が十分ではなく、都市の下水道やごみ処理施設の建設が非常に遅れています；第三に、環境保護の法律に不備が多く、あまり厳しく施行されず、環境モニタリング、科学技術及び情報サービスの能力が微弱と言えるのです。

現在、中国の環境保護政策において2つの大きな変化が進行中です：

第一に、様々な地域、流域、分野における汚染防止と処理に焦点を合わせる一方、経済成長の移行を積極的に促進しており、特に政策を通して経済構造、生産構造の調整を実施し、基準の改善とクリーナー・プロダクションの促進を通して生産モード、生産プロセスの改善を推し進め、都市部及び地方における環境インフラの構築を高め、汚染防止目標達成をめざします。

第二に、環境保護は、汚染防止から汚染防止及び生態系保護へと移行しており、特に、地域の持続可能な発展と流域の環境改善に関する生態系悪化の阻止は、日常的な生活の改善、安全で健康的な食料、すばらしい生態系の行楽地への要求と共に、生態系保護を展開するための重要な流れとなっています。

3. 2000年の中国における環境保護事業

2000年の中国における環境保護の重要な課題は、環境汚染の悪化と生態系破壊を根本的に抑制し、都市や地域で環境の質を向上させ、新世紀に環境保護のための基盤作りをする努力を行うことです。

－「はなはだしく汚染をする企業を新世紀に持ち越さない」ために検査と監督の実施を強化し、今年末までに汚染を排出する企業の基準達成を確実なものとし、河と太湖の水を浄化します；海河、遼河流域のCOD年間排出量を計画した割り当て数値内で抑制します；巢湖、滇池流域で、水質目標を達成します；青い渤海行動計画の策定と実施を早めます。

－ 汚染防止と生態系保護に同時に注意を向けるという原則に従い、生態系保護を積極的に展開し、2000年までには、全国の自然保護区は国土の9%を占め、景勝地、森林公園を含めた場合には10%を達するでしょう。その間にも、耕作地を森林や草原に戻すプロジェクト、北京周辺の自然の草原や生態系ベルト地帯を保護するといった新たな生態系構築プロジェクトを開始します。

II. 今後5年間の中国における環境保護

国内及び国際的な状況の変化と新世紀における環境保護の発展と、持続可能な発展並びに環境の質改善の必要に焦点を置くことで、今後5年間の環境保護は以下の主要な問題に主な重点が置かれます：

1. 汚染抑制

第一に、社会経済発展源での環境保護を高め、環境保護を様々なレベルの社会経済発展に組み込み、計画の初期段階で環境保護を社会経済発展に統合します：

第二に、地方自治体や部門の積極的な環境保護向上を促進し、流域、都市、海域における対策をさらに強化しつつ、化学工業、製紙、鉄の精練、発電、セメントといった重要な部門に焦点を合わせて汚染負荷を軽減させ、各分野での取り組みによる地域対応を促進します。

第三に、環境保護管理システムを改善し完全なものとするために、重要な経済・技術政策の環境影響評価(EIA)の拡大、地域のEIAシステムを確立、改善してマクロ管理システムを強化します。汚染の総量規制と許可制度の促進及び段階的汚染許可取り引きの実施に向けて積極的に努力します。公的な参加システムと環境監督システムを設立し、また改善を致します。

2. 生態系保護

第一に、川の水源域、重要な水源保護、水と土壌の保護ゾーン、また自然水害の調整貯水ゾーンを含む重要な生態系機能ゾーンと、川の流域と地域の生態バランスにとって非常に重要な防風林や防砂地域と共に早急な保護を実施し、生態系と環境についての安全性を確実なものとしします。深刻な生態系の悪化を伴う場合、重要な生態系機能ゾーンを設け、保護回復処置を実施します。

第二に、重要資源開発ゾーンでは、生態系環境に関して強制的な保護を実施します。水、土壌、草原、森林、海、動植物及び鉱物資源といった自然の要素の生態的機能を一層明確にすべきです。上記天然資源開発における生態系環境の破壊と生態系機能の新たな悪化を防ぐために、法の施行並びに管理・監督を強化すべきです。

第三に、良い生態系が残っている地域では、積極的な保護を実施します：生態系経済構築を証明し、健全な地域社会経済、持続可能な発展と生態系環境にやさしいサイクルを伴う一連の論証モデルを設けます。こうした努力は、4~6の生態系実演地域を設け、6%の郡や市町村で環境にやさしいサイクルを達成することに向けられます。同時に、典型的な自然生態系が残っている地域に新たな自然保護区に設定します。

中国は、主に揚子江や黄河で総合的環境対策プロジェクトを実施します。汚染防止を生態系保護と結び付け、経済構造調整と環境対策、産業からの汚染防止と家庭からの汚染防止、汚染対策とクリーナー・プロダクションとを結び付けるという原則に則って、総合対策を揚子江並びに黄河の環境汚染並びに生態系破壊に対して実施します。さらに、中国は生態系環境構築計画の取り決めに従って生態系環境構築をさらに促進します。

III. 中国の西部地域開発における環境保護

中国は現在、西部地域において発展戦略の実施を準備中です。西部地域は、厳しい自然条件の下、独自の生態系が存在します。環境保護と生態系構築は、西部地域の開発戦略実施の成功に関連するだけでなく、国の生態系の安全、地球規模の環境保護を確実にする上でも非常に大きな意味を持っています。

1. 西部地域の総合的環境政策決定能力の改善、並びに環境管理・監督の向上。

西部地域における生態系環境の現状に関して調査を実施します。調査に基づいて、西部地域の生態系環境機能ゾーン及び生態系環境保護計画を策定し、国の政策決定のための科学的根拠として利用します。

厳密に実施致します。様々な種類の工業建設プロジェクト、資源開発プロジェクト並びに輸送、水源、エネルギーといったインフラ建設プロジェクト、また重要な生態系構築プロジェクトの環境監督・管理を高める努力を行い、工事中に破壊が生じるといった後ろ向きな状況を防ぎます。

西部地域における環境保護のため人材育成を強化します。生態系モニタリング・ネッ

トワーク、並びに生態系災害警告システムを設けます。トレーニング・コースを設け、環境監督・管理スタッフの法律に則った行政能力を向上させます。

2. 重要な生態系機能区域並びに自然生態系システムの保護を強化し、地域経済と生態系発展を調整したデモンレーション・モデルを設けます。

重要な生態系機能保護区域を、重要な防風林、防砂地域と共に、揚子江及び黄河の水源域に設けます。保護区域では、生態系環境の破壊を引き起こす様々な種類の開発工事活動を禁止します。必要な生態系の移動を催します。適切な開発と活用は、厳しい保護と共に実施します。生態系回復対策は、出来るだけ早く保護区域の生態系環境を回復させるために、人工的な対策と自然を結びつけて実施します。

当面西部地域には486の自然保護区があり、その中で国レベルのものは69あります。早急に揚子江及び黄河の上流と中流を自然保護区に設定し、様々な種類の野生生物と動物資源を保護します。

耕作地を森林や草原に回復させるプロジェクトは、計画通りに実施されます。環境保護と改善、経済発展と貧困の緩和は、環境にやさしい製品の開発と西部地域におけるエコツアーとの結びつきと共に奨励されます。

3. 汚染防止の強化並びに主要な地域、流域、都市における環境の質の改善。

「西部地域天然ガスの東部地域への輸送」及び「西部地域電気の東部地域への送電」といったプロジェクトに関連して、都市の大気質を向上させるために、都市エネルギーの再構築、並びに送電線に沿ったインフラの改善を促進する努力をすべきです。工業、及び都市排水処理を加速させます。一連の家庭排水処理場を、中央政府の西部地域インフラ工事への支援を受けて建設します。一方、他の都市環境インフラの工事を促進し、小都市における工事を合理的な方法に指導します。

クリーナー・プロダクションを、西部地域における産業構造の調整と共に促進し、環境産業と環境ラベルを貼った製品を開発します。既存の技術能力を、十分に活用し、環境産業の発展を指導します。

ご列席の皆様、

我々は、北東アジアに住み、北東アジアにおける環境を保護するという共通の責任と義務を有しております。中国は、北東アジア地域における環境保護並びに社会経済発展のために、関連する国々並びに地域との関係及び協力を強化する努力を進んで行うつもりです。

有り難うございました。

基調演説
環日本海環境協力会議
モンゴル、ウランバートル
2000年8月26～28日

大韓民国環境部
国際協力局長
Chong Chun KIM

Banzragch 閣下、参加者の皆様：

韓国の環境経験と政策展開を皆様と分かち合い、また北東アジアにおける成功例を学ぶことはこの上ない喜びであります。この意義ある会議に参加し、より緊密な環境協力に向けて協力出来ますことは名誉なことです。この機会を利用して、この会議を主催されたモンゴル自然環境省、並びにその支援をされた日本環境庁に対して心からの感謝申し上げたいと思います。

これから2つの話題についてお話しさせていただきます。まず、NEACの構造を明確化する提案を行い、その主要な目的と役割を定義したいと思います。これは、本地域内で成功に向けてNEACの能力を構築する上で重要な事柄です。その後、韓国における現在の環境政策体系の最新情報をお伝えしたいと思います。

(1)

御存知のように、1999年11月に京都で開催された第8回NEACでは、参加者が次のような主要な問題を論議しました：(1)地方自治体における環境保全への取組、(2)環境協力における地方自治体の取組、(3)気候変動問題、及び、(4)環境協力におけるインターネットの活用。政府、企業、専門家、一般を含めたパートナーシップが非常に重要であることが合意されました。また、NEACが環境保護対策に関わる情報や意見を交換する重要なフォーラムであり、NEACを強化すべきであるとの見解が出されました。

韓国は、先のNEAC会議の成果や合意採択に積極的に働きかけました。この意味において、韓国の環境大臣は、北東アジア環境協力に関する全国専門家ネットワークを組織する等して、北東アジアにおける環境協力に対する地方自治体や民間の意識向上に努力しています。このネットワークには環境専門家、地方及び中央政府の行政官、環境NGOのメンバーが含まれています。このメカニズムを通して、一般の意識と理解、ガラス張りの情報交換促進といった、進展には欠かすことができない要素の促進を図っています。

さらに、三ヶ国環境大臣会合(TEMM)のインターネット・サイトが韓国環境部(MOE)の国立環境研究所によって設けられています。環境データの分析及び効果的な利用に役立てるために、北東アジア環境データ・トレーニング・センターもウェブサイトを設立しつつあります。この点において、レビュー・プロセスとメカニズムはNEACの発展にとって非常に重要であることを強調したいと思います。

(2)

NEACはここ9年間に渡り(1992年以来)、環境意識、並びに、北東アジアにおける他のプログラムの発展に貢献してきたことに注目したいと思います。

しかし、NEACの役割と機能は、最初の段階を超えて発展、向上していないこと

も事実です。専門家や行政官の中には、北東アジア環境協力における重複を主要な問題と認識し、連携や効果の不足を指摘する人もいます。

この点において、各プログラムや会議は特定の役割や重要な機能を持っていることを強調したいと思います。そのため、添付資料 1 で、明確な目的や方向を含めて、NEAC の役割と構造に関する提案を行いたいと思います。

要するに、NEAC は、北東アジアにおける既存の環境協力機構内で、環境問題に関するアドバイスや知識へのアクセスを増やすことができる政策フォーラムとして機能すべきでしょう。それにより、一般の意識や政策立案者の理解を高め、環境省庁だけでなく、地方及び中央政府、民間の間のより密接な環境協力を促進することになりましょう。

添付書類 1 に示しましたこの提案は、セッション 4 で発表予定ですが、皆様に御検討、御議論頂ければ幸いです。

(3)

今年は、北東アジアにおける環境協力には実質的な進展が見られました。大半の方々は、おそらく御存知だと思いますが、第 2 回三カ国環境大臣会合では、日本、中国、韓国の環境大臣が 9 つの具体的プロジェクト実施に合意しています。

3 月にソウルで開催された第 6 回北東アジア地域環境協力プログラム (NEASPEC) では、北東アジアにおける環境協力のビジョン声明が採択されました。さらに、参加国は北東アジア環境データ・トレーニング・センターを承認し、中核資金の設立に合意しました。こうした成果とそれに続く成果は、本地域内の環境協力を強化することになるでしょう。

北東アジアは、本地域内だけでなく、世界においても、環境アジェンダの設定において指導的役割を演じるであろうことを強調したいと思います。世界の急成長国は北東アジアに多く、結果として、急速に悪化している生態系もまた、この地域に見られる可能性があります。これにはポジティブな面とネガティブな面があります。ポジティブな面の一つは、我々の環境問題に関する挑戦や協力を密接に分ち合うことに成功すれば、世界に対し、いわゆる経済周辺国 (*the economic periphery*) からの道標を示すことが出来るだけでなく、環境危機に対応した道も示すことが出来るのです。

そのため、我々の間の密接な協力は、リオ+10 及び第 4 回 ESCAP 環境大臣会合への準備プロセスにおいて強く求められているものと思います。

(4)

ここで話題を変え、韓国の環境政策並びに方策を御紹介したいと思います。1999 年は、この 10 年間の成果を整理し、新世紀のための環境政策の方向を明らかにする期間と言えます。韓国の日常生活の質を向上させるために、周囲の環境、すなわち大気、水、土壌における評価可能な改善に焦点を合わせる決定を行いました。

首都地域の源泉である、漢江流域における水質の総合対策を成功裏に確立した後、洛東江流域を管理する同様の対策を、地域の住民をそのプロセスに巻き込んで確立しました。こうしたことで、上流と下流の地域社会間の軋轢をうまく解決することが出来ました。さらに、環境部は、Kuem 川と Youngsan 川の流域でも同様の対策を確立する予定になっています。

この先 10 年間、韓国で水が不足するという予測に備えて、節水装置の設置、公的キャンペーンの拡大を含めた全国規模の節水対策が確立されました。

環境部は、ディーゼルバスを部分的に CNG(圧縮天然ガス)バスに転換し始めています。政府は今年ソウル、プサン、その他の大都市に 1,500 台の CNG バスを導入するために、334 億ウォン(US\$ 2.9 億)を投資しています。

総合的なごみリサイクル・システムの確立も目指しています。使い捨て製品や包装材への規制の強化等、さらなる廃棄物管理対策の実施を計画しています。食糧廃棄物の最小限化とリサイクルも引き続き促進されます。食糧廃棄物の排出に対してはリサイクル手数料を導入することで、この分野における現在の対策を拡大して行きます。引き続きリサイクル能力を拡大し、食糧廃棄物収集に効率を導入します。

環境部は、野生生物の規制を体系化し統合する過程にあります。これは総合的な保全システム強化に役立つことになるでしょう。例外的に健全、あるいは生物学的に多様な生態系を持つ区域を、特別に、正式な保護地域とする計画を立てています。一方、しばしば、生物多様性の宝庫と表現される、こうした繊細で生態学的に重要な土地を保護するために、湿地保全法が新たに施行されました。

もう 1 つの重要な目標は、環境影響評価プロセスを制度として義務化するシステム作りです。様々な影響評価システムを統合することで、影響評価を簡素化かつその効果を向上させることが出来るものと思います。こうしたものには、環境影響評価だけでなく輸送、災害、人口も含まれます。

こうしたアプローチに向けた風潮を作るために、環境部は、世界環境デーに 21 世紀における環境政策のための国家ビジョンを発表しました。そこには、新たな千年紀における環境倫理と価値に関する指針、環境にやさしい発展、及び朝鮮半島におけるいわゆる「環境コミュニティー」の構成が盛り込まれています。

新たな千年紀においては、生産を直接制限するというよりはむしろ、需要を統制し、効率を増大させることを主眼とした環境政策を促進することになるでしょう。また、社会の様々な部門に渡るパートナーシップに基づいた政策に重点が置かれるでしょう。環境政策は、環境管理に対する経済的インセンティブを強化し、健全な環境と経済を同時に構築する役に立たなければなりません。

この環境政策の焦点及び展望のレビューが、我々がどのような道を歩んできたのか、またこれからどうしていくのかという認識の御理解に役立てば幸いです。我々の活動をもっと詳細にお知りになりたい方は、後程詳しくお話しさせて頂くか、あるいは適当な人物あるいは情報源を御紹介させていただきます。

(5)

韓国を代表しまして、この歴史的に有名な都心で開催された第 9 回 NEAC 会議に出席出来たことは非常な喜びであります。またこの会議に韓国の著名な環境運動家である Kim Jae Ok 氏、CACPK の専門家、地方自治体の行政官と共に参加出来たことはこの上ない名誉であります。様々な方が出席されていますことは、NEAC が真にオープンなフォーラムとなり、あらゆるレベルで環境知識、アプローチ、アイデアを共有するという我々の期待を反映していると言えます。

最後に、次回の会議から朝鮮民主主義人民共和国が NEAC に参加されることを心から願っております。皆さんは御存知かもしれませんが、先月、朝鮮半島では南北朝鮮の歴史的なサミット会談が実現しました。この平和的なムードが北東アジアにおける環境協力促進に役立つことを信じております。そのため、北朝鮮の NEAC 参加は、この枠組みの発展に貢献するでしょう。このことに皆様に関心を持たれ、御協力頂けることを願っております。

再度モンゴルの自然環境省並びに日本の環境庁に御礼申し上げたいと思います。

NEACが各国の積極的な参加と協力、並びに皆様方のような個人の参加を通して本地域内の環境問題解決に貢献しますことを心から願って演説を終えたいと思います。

有り難うございました。

NEAC の目的と役割

1. 目的

- (1) 地域全体に渡り急速に環境が悪化し、抜本的な解決には NGO、民間、市民の関わりがより多く求められるようになってきているのは明白なため、NEAC の主要目的は、自由な論議と政策交換の促進、さらにあらゆるレベルでの有益かつ正確な情報へのアクセスを可能にさせることとする。
- (2) こうした活動を通して、NEAC は越境大気汚染、自然保護、水質及び廃棄物管理といった国内、地域内および地球規模の環境問題への効果的対処、また最終的には、北東アジア全体での汚染低減に貢献するようにする。

2. 役割

- (3) NEAC は、いくつかの役割を果たすべきである。NEAC のメカニズムを通して、様々な利害関係者の参加を促進することができる。こうした関係者には、関係する政府省庁だけでなく、環境専門家、研究機関、地方自治体、NGO も含まれる。
- (4) NEAC は主に、オープンな政策対話を維持するフォーラムであるため、他の環境プログラムに対する基盤として機能する。そのため、TEMM や NEASPEC といった他の会議やプログラムへの結びつきは、強化されるべきである。こうした目的のため、主催国はその後の TEMM や NEASPEC 会議で NEAC を通じて生み出された成果及び情報を発表する。主催国はプレゼンテーション文書や合意結果を文書化し報告するといった NEAC の成果を分かち合うための作業を行う。
- (5) 類似したプログラムの会議開催の時期を考慮しつつ、越境大気汚染、自然保護、生物多様性といった特定の分野に関しての暫定的なレビュー会合や専門家会議を開催する機会を TEMM や NEASPEC に提供するために、様々な対策を取ることが可能である。

3. 参加国及び主催国

- (6) 北東アジア 6 ケ国、すなわち、中国、北朝鮮、日本、モンゴル、韓国、ロシアは、参加国としてこの会議に出席する。
- (7) 参加国は持ち回りで NEAC 会議を主催するものとする。しかしながら、特別な状況下では、開催地は他の会議参加国へ変更することができる。
- (8) 主催国は各参加国の中からそれぞれ 2 名分の費用を負担する。

4. 構造及び議題

- (9) 会議は 4 つの分科会で構成される。第 1 及び第 2 セッションは中央政府レベル、一方、第 3 セッションは地方政府レベルで組織され、第 4 セッションは民間組織が係わるものである。
- (10) 各分科会の議題には、前回の会議で採択された北東アジアの様々な環境問題が含まれるものとする。他の環境プログラムに政策ベースを提供するために、NEAC 会議の議題選択過程において、他の環境メカニズムにおける承認項目並びに進行中のプロジェクトを考慮する。
- (11) 地方自治体や民間組織と協力して、主催国は公開シンポジウムや展示会のような特別な催しを実施することができる。

基調演説

2000年7月26日（水）

環境庁地球環境部環境協力室長

田口 博之

1 はじめに

議長、ご出席の皆様。

我が国の代表団を代表して、基調演説の機会を与えていただいたことを光栄に思うとともに、深い感謝の意を、モンゴル国政府に表明いたします。

今回は、初のモンゴル国での開催であり、記念すべき会議であると言えます。また、第9回会議ということで、NEACのこれまでの歩みを振り返り、これからの10年間について議論する最良の機会となりました。1992年に環日本海環境協力会議の第1回会議が開催されて以来、政策対話は進展を続けております。地球温暖化や大気汚染をはじめとした環境問題に対処するために、この進展を一層拡げ、発展させることは、私たちの責務であると考えます。

2 日本の環境行政

まずはじめに、我が国の環境政策について紹介いたします。現在、我が国では、環境基本計画の見直しを行っています。この計画は5年前に策定されたものですが、これを21世紀初頭にふさわしいものとするために、見直しにあたっては、以下のような問題を優先政策事項としています。

<地球環境問題>

まず第一に、地球温暖化をはじめとする地球環境問題に率先して対応することです。地球温暖化対策については、本年11月に予定されている気候変動枠組条約第6回締約国会議を成功させ、遅くとも2002年までに京都議定書を発効させるためのあらゆる努力を尽くします。同時に、国内においては、温室効果ガスの6パーセント削減の目標を達成するための総合的な国内計画を推進します。また、日中韓三ヶ国大臣会合、G8環境大臣会合、ESCAP環境大臣会議、エコ・アジア及びリオ+10といった大臣級の国際会議を通じ、地球環境問題に取り組んでまいります。

<環境負荷の少ない循環型社会づくり>

第二は、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた社会的・経済的システムの確立です。これは、生態系からの必要最低限の資源を、最大限有効に活用し、環境負荷を最小にして戻すということです。先の国会においては、環境負荷の少ない循環型システムの形成を促進するための基本法である「循環型社会形成推進基本法」と、リサイクル製品等への需要の転換を促進する新たな仕組みを形成する方策として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が成立しました。また我が国では、環境保全型の製品・技術の開発・普及を推進するとともに、草の根の活動等に対する支援や環境教育・環境学習の充実強化を図っています。

<ダイオキシン類等の化学物質問題>

第三は、ダイオキシン類等の化学物質問題対策です。

ダイオキシン対策については、「ダイオキシン類対策特別措置法」が本年1月に施行され、これに基づき、大気・水質・土壌に係る環境基準等の維持・達成を図るため、ダイオキシン類対策を実行してまいります。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の着実な施行に向けて、化学物質の排出量等の把握、公表等が円滑に行われるための基盤整備等を進めます。さらに、環境ホルモンの問題については、科学的知見を早急に収集するための調査研究等を推進してまいります。

<大気汚染問題>

第四は、大都市地域の自動車環境対策等の拡充です。

大都市地域における窒素酸化物及び粒子状物質に係る大気汚染の改善を図るため、その対策のあり方について、年内に中央環境審議会から答申を得て、来年の通常国会において自動車NOx法の改正を行う予定です。また、ディーゼル車の排出ガス規制については、その大幅強化の前倒しについて、中央環境審議会において検討を進めているところです。浮遊粒子状物質については、更に微小な粒子状物質について、測定・評価手法及び健康影響についての調査を進めています。また、先の国会では、悪臭を伴う事故時の措置の強化、臭気測定体制の整備等を内容とする「悪臭防止法の一部を改正する法律」が先の国会に提出され成立しました。これを受けて、悪臭防止法に基づく対策の強化の方策について鋭意検討を進めてまいります。

<生物多様性>

第五は、森林や湿原など国土のそれぞれの場所に応じた多様性のある自然の戦略的保全を進めることです。我が国では、人と野生鳥獣との共存を図るため、昨年改正された「鳥
および
獣保護及 狩猟ニ関スル法律」に基づき、科学的で計画的な鳥獣の保護管理を積極的に進めています。さらに、自然公園等において環境との共生や自然環境学習等に重点を置いた施設整備を進めるとともに、自然体験学習などの機会を充実しています。

<環境省>

最後は、環境省実現のための体制整備です。来年1月に環境省が設置されるにあたっては、廃棄物行政の一元化、化学物質対策をはじめとする幅広い事務の共管化、地球環境問題への取組の充実等をポイントに、人員の拡充・部局の再編など、組織・体制の強化がなされることとなっています。

3 環境政策の近年の傾向：ポリシー・ミックス

次に、近年の国内外での環境政策の傾向について述べたいと思います。私の考えでは、環境政策に関する問題は、以下の3つの型のポリシー・ミックスに焦点を当てることができると思います。

<環境と開発の統合>

第一は、政策分野でのミックスです。つまり、環境と開発の統合です。持続可能な開発は、いわゆる環境政策だけで達成されるものではなく、経済の全てのセクターで環境負荷の低い政策が執られることが必要です。例えば、森林や水、エネルギーに関する政策は、資源生産・利用の効率を高めるような環境負荷の低い方式に改善されるべきです。開発計画は、環境と調和するものとするために「戦略的環境アセスメント」を経る必要があるでしょう。UNDPやUNEPのような国際機関は、すでに、全てのセクターにおいて環境を主流に据えた戦略を推進しています。OECD-DACは、開発途上国に対する政策統合のガイダンスを通じて、新たな開発戦略を促しています。世界銀行は、現在、環境問題を貧困削減と経済発展への努力に統合することを目指して、本年12月に向けて新たな環境戦略を策定中です。

<規制と経済手法のミックス>

第二は、政策手法におけるミックスです。一般に、政策手法は2種類あり、ひとつは、厳格な管理統制アプローチで、典型的な例としては、大気及び水質汚濁抑制のための排出・排水規制基準を設け義務づけるということです。もうひとつは、経済的誘因策で、排出・排水費用や排出量取引といった市場ベースの手法が典型例として挙げられます。近年、とりわけ排出量取引の枠組みが京都メカニズムのひとつとして作られて以降、いくつかの国ではその効率性と有効性のために経済手法を導入する動きがあります。しかし、有毒あるいは危険廃棄物など、少量の汚染物質が重大なダメージを引き起こす場合など、管理統制手法が適切である場合もあります。そのため、環境管理は、規制手法と経済手法の組合せに基礎をおくべきです。

<公共と民間のパートナーシップ>

第三のタイプは、政策主体のミックスです。環境問題に取り組んでいる主体は数多く、中央政府、地方政府、民間企業、研究機関、NGOと多岐に渡っています。各主体がそれぞれの活動において、固有の役割と比較優位を有しています。例えば、中央政府は、全国的な計画・ガイドライン・基準設定といった基礎的政策に責任があり、地方政府は、空間利用計画やモニタリングなど、地域に即した方策に多くの経験を蓄積しています。NGOは、植林や環境教育などの草の根の活動に取り組んでいます。環境へのチャレンジに対処するために、全ての主体の活動が、国内での環境保全と国際協力の双方の分野で、活かされ、統合されることが不可欠となっています。それゆえ、各主体が、その活動においてパートナーシップを取り結ぶことが期待されています。NEACは、パートナーシップを支えるための一つの機会だと思えます。この点については、今会合で議論されることと思えます。

以上のように、重要な問題は、政策分野、政策手法、政策主体において最善のポリシーミックスを見つけ達成することです。つまり、環境と開発を統合し、経済政策と規制的手法を組み合わせ、政策主体間にパートナーシップを築くということです。

4 おわりに

参加国は、歴史、文化、社会制度、経済規模、天然資源などの点でそれぞれが固有の状

況にあります。こうした違いがあるとはいえ、地球規模での環境問題に対処していこうという意志は、我々全てに共通であると考えます。各主体間で情報を交換し、協力関係を一層強化させることができる本会議は、大変有意義であり、ご出席の全ての方々にとって、大きな成果をもたらし、成功することを願っています。

最後に、お手元にお配りしましたように、前回会議開催地の京都府知事 荒巻禎一氏及び舞鶴市長 江守光起氏からは、前回会議で大きな成果を得たとのメッセージ、そして今回会議の開催への祝辞をいただいております。このこともあわせて皆様にお伝えいたします。

第9回 環日本海環境協力会議へのメッセージ

第9回環日本海環境協力会議に御出席の皆様、

第8回会議の開催地である京都府から、第9回会議の御成功を願い、心からご挨拶を申し上げます。

第8回会議は昨年11月に日本海沿岸における日本の主要な交易拠点の一つである京都府舞鶴市で開催されました。

この会議では国際環境協力を推進するための地方自治体の役割について熱心な議論が行われ、自治体間での連携・協力の重要性を再認識するなど、大きな成果を得たところであります。

また、今回の第9回会議では、環日本海環境協力会議のこれまでの活動のレビューと将来の課題についての検討が行われると聞いております。この会議が実り多いものになることを心から祈念いたしますとともに、京都府といたしましても、地方自治体の立場から、これらの成果を踏まえて環日本海地域の環境協力を積極的に取り組んでいきたいと考えております。

結びに、この会議が環日本海地域の環境協力の新たな展開につながることを期待いたしますとともに、御出席されている皆様の御健勝・御発展を心から祈念いたします。

2000年7月26日

京都府知事 荒 巻 禎 一

第9回環日本海環境協力会議が、古くからの伝統と近代的な顔を併せ持つ草原の国、モンゴル国ウランバートル市において盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

京都府舞鶴市で開催された前回の会議では、公開シンポジウムを含め、4日間にわたり活発な情報交換・政策対話がなされました。

これは、本市が北東アジア地域との連携・交流を推進するうえで、また、市民と行政が一体となった環境施策を進めていくうえで、大変意義深く、大きな成果をもたらしました。

今日、環境問題は、地域社会、国、地球環境規模のそれぞれのレベルで、解決を図っていく必要があります。

ウランバートル市での会議においても、地球環境に関する様々な情報や意見の交換が活発に行われ、舞鶴での会議で培われた相互理解と協力関係がさらに強化されますことを期待しております。

あとになりましたが、第9回環日本海環境協力会議の実り多い成果と、各国からご参加の皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたしまして、前回開催市からのメッセージとさせていただきます。

平成12年(2000年)7月26日

舞鶴市長 江守光起

基調演説
第9回環日本海環境協力会議
2000年7月26-28日
モンゴル、ウランバートル

大臣顧問/ロシア連邦自然保護研究所所長
Dr. Peshkov

記念すべき10回目の会議の前に - 総括と新たな展望

代表団、参加者の皆様。

最初に、第9回環日本海環境協力会議の開催にお祝いを申し上げ、またこの重要な会議を準備されたモンゴル共和国自然環境省、並びに支援組織の皆様に対して、心から御礼を申し上げたいと思います。本地域内の環境状況に関して意見や関心を交換する機会を持てますことを非常にうれしく思います。今回で9回を数えますこの会議も、次回で記念すべき10回を迎えることとなりました。これを機会に過去の成果と会議の今後について述べさせて頂きたいと思っております。

これは私の個人的見解に止まらないことだと思っておりますが、これまでは、活動の非常に良い基礎作り、すなわち、相互理解と共同作業の基礎作りが非常にうまくいったと言えましょう。当会議は、域内において環境に優しい政策促進を支える非常に重要な手段となっており、また様々な分野で参加国が協力する機会を提供しています。会議毎に、いくつかの議題を設定し、集中して討議することは、大きくかつ複雑な環境問題を扱うには優れた、また実り多い方法のように思えます。しかしながら、あらゆる問題を非常に速やかに解決しますので、こうした取り組みを数年続けた後には、合意を得て、協力を実施したいくつかの分野においてはその成果を総括し、成果を検証し、研究すべき問題に対しては新たな目標を設定する必要もあると思われまます。これは、急速に進展している分野において、我々の活動をより高いレベルで進展させる必要があるものの、あまり先行きが芳しくない場合には、とりわけ有効でありましょう。一度の会議であらゆる問題を取り上げることは出来ないものの、代表団の皆様の御意見により、最大の関心を集める問題をから始めたいと思っております。

事前に立場を明らかにすることは、非常に有益なことです。まず、ロシアにおける環境保護管理に関する行政機構の変化について触れたいと思っております。8月7日に環境保護に関するロシア連邦国家委員会は一切の機能は、ロシア天然資源省へ移行するため、委員会は現在その最後の日々を迎えているところであります。天然資源省は、3年前に設立され、資源開発、すなわち地質学等を専門とする数名の閣僚が加わっております。多分、その将来像について弁護するには早すぎるかもしれませんが、現実的に見てみると、環境保護規制、特に生物資源保護は、あまり先行きが明るくないことを指摘する必要があります。省内で天然資源の開発とその利用の規制が共存するという今日の構造が、状況を物語っていると言えましょう。これは、天然資源保護にはあまり良いことではありません。というのも、新たに任命された大臣は地質学者なのです。そのため、鉱物産地の開発が、保護区域を設けることよりも好ましい場合には、状況を変えるという意味を表明したのです。こうした立場は、「環境にやさしい」とは言いがたいわけです。しかし、これは一時的な状況であること、自然保護の振子が、保護と反対方向に向かった後、近い将来、再び保護の方向に戻ってくることを願っています。実際、社会学的調査では、今では大半の人々は環境問題は他の事柄、例えば、経済不安、物価の上昇、社会犯罪の増大といっ

た問題に比べてあまり重要ではないと考えていることが示されています。恐らく、そうしたことが、我々が社会全体で立場を失い、政府の構造にそれが反映される理由なのでしょう。しかし、私は「憂いの反面には喜びがある」と言いたいのです。現在の状況は、我々が、一般の参加をもっと活発にすることを含め注意を喚起し、現代の技術を活用し、影響を行使し、科学的に証明するために、政府当局と力を合わせるための新たな方法を模索するよう求めているのです。また、我々は、国際的な接触を求め、他国の仲間や組織からの支援を得て、政府に環境指向の政策を取るよう促すという正しい方向にあるのです。

次に、主要な分野における最近の活動、並びに優先事項について一般的な見解を手短に述べたいと思います。

まず、森林保護について次のことを述べたいと思います。ロシアの森林は、ロシア全土の69%を占めています。密林のほぼ78%がロシアのアジア地域に位置しており、この最大の森林地帯に対して我々は特別の関心を寄せています。

最近の森林に関する慣行に関しては、1997年にロシア連邦森林法が導入され、森林の所有構造が大幅に変更されたことを重要なこととして申し上げたいと思います。森林法は、連邦の所有権の部分的移転を実施し、森林の所有、処分、並びに利用といった他の形式を規定するものです。森林の生物多様性及び生物資源は、ロシアの領土のほぼ半分に住む人々の生活や経済構造を決定するものです。年間およそ1万平方kmから伐採される材木の供給に加え、森林は素晴らしい環境、資源、リクリエーション機能を有しています。生態系のために森林開発を支えるので、経済的な面から人が生きるための森林の価値を、環境機能に組み込むことは大切なこととなるでしょう。こうした目的のためには、非木材の森林生産を増加させるプログラムの実施が可能で、既にある地域ではプログラムが策定されています。今我々は、森林管理を持続可能な開発プロセスに組み込む方法を作り上げ、投資する過程にあるのです。

今日、ロシアの森林を保全する際の大きな問題の中でも、特に次の点を指摘したいと思います：それは、森林管理局が開発範囲を定め、無償で森林資源を利用する一方で、森林を監査するという矛盾した状況にあるのです。新たに設けられた天然資源省に森林管理局が統合されるという現状は、状況の変化を何ら意味するものではありません。状況を改善する方法がいくつかあります。既存の森林法を森林の保全と荒廃の予防という環境の保障を確実にを行うためには変更する必要があるのです。また、森林管理形態を確立し、森林管理と森林産業の一体化を止める必要があります。最近のこうした一体化によって招かれた、未回復の傷痕が残る広大な区域、木々のない里山や湿地帯が、かつて森林が存在した場所に混在しているのが確認出来るのです。森林管理機能は、適切な森林管理と修復を実施出来る特別な権限によって行われるべきなのです。森林保全の重要な部分は、ロシアの非政府組織や国際的な組織と協力して実施可能です。例えば、IUCN、WWF、グリーンピース等は、森林保護に非常に熱心です。一例として、IUCNは、1995年から1998にかけて、「中東欧の一次・二次森林の保全と利用」プログラムを展開しました。他の組織が開発する複数の森林プログラムもあります。運の悪いことに、得られた結果は時として、実際に利用出来ないことがあります。結論は野心的なものです。非常に主観的なものになるのです。現在、科学機関、政府の環境研究所、政府組織は、より適切なプログラムを策定しています。

次に、保護区域の概要について述べたいと思いますが、ロシアは保護区域に関しては非常に発達したユニークなシステムがあり、zapovedniks(最重要保護区、IUCNカテゴリーでは最高の保護分類)と呼ばれる国の自然保護区、国立公園、自然公園、天然記念物、国の鳥獣保護区等で構成されています。ロシア保護区のリーダー格とも言うべき、国の自然保護区システムは、80年も前に設けられています。zapovedniksは、「自然史」や貴重なまた危機に瀕した植物相、動物相の種の監視といった自然条件を、科学的に研究しています。近年、国立公園、天然記念物、自然公園といったシステムは、急速に発展しています。保護区域展開の目的は、保護区域

のネットワーク・サポートであり、それによって貴重な、また危機に瀕している種、生態系、景観、を存続させ、あらゆる区域における生態条件を確実に持続可能にするのです。今日、ロシアの特別保護区域のコンセプトに関する作業は積極的な展開を見せています。保護区域でのエコ・ツーリズムも展開し始めており、またこうした活動に世界の保護区域の経験を蓄積する必要があります。自らの力だけで行うより、他の人々の経験や過ちを学ぶようにするべきなのです。我々の国立公園システムは形が整い始めたばかりで、ロシアの国立公園を管理する方法を確立する途上にあります。今日、35の国立公園があり、貴重な、また国にとって重要な区域が保護されています。しかしながら、法律やその発展に対する明確な展望はまだ不十分なのです。国立公園と公園内の居住地との相互関係の問題は、公園管理方針において特別に取り上げるべき問題と言えます。管理方針の最重要点は、持続可能な存続に関連するもので、次のようなものが挙げられます：

- ・貴重な自然及び文化的場所を保護する際に、地元の人口問題も組み込む；
- ・国立公園等の経済的発展を管理する際に、地元の地域社会が参加する状況を作り出す。

自然の持続可能な発展の重要な要素は、信頼における公的支援と結び付いた管理を必要とします。今、我々は国際的な経験を活用し、新しい形式を試しつつ、社会との相互理解を達成する機構を形成するプロセスにあります。

最後に、環境問題をより効果的にまた適切に解決する必要性を、また国々の間で情報を積極的に交換する人材育成の必要性を強調したいと思います。アジア北東地域に生態系の安全保障を確立するのに役立つ意識の昂揚との特別な結び付きは、非常に有益なものとなるでしょう。

僭越ながら、ロシア連邦の環日本海環境協力会議への参加は、ロシア域内における環境保護促進に非常に有効であることを申し添えたいと思います。会議の決定事項を実施した実例は、分科会における報告で示されることでしょう。

第9回環日本海環境協力会議

基調演説

2000年7月26日

モンゴル、自然環境省

政策調整部長

Dr. N. Sarantuya

議長

参加者の皆様

第9回環日本海環境協力会議の基調演説をさせて頂くことは、光栄であり、この上ない喜びであります。主催国の代表として、皆様を心から歓迎申し上げると共に、はるばるウランバートルまでおいで頂いたことを御礼申し上げます。

新たな千年紀の始めに、地球規模の環境問題の深まりと自然の多様性喪失の増大により、自然環境の悪化、天然資源の減少、国家の発展進歩へマイナスの影響がもたらされています。温室効果ガス、オゾン層の破壊、地球温暖化、干ばつ、砂漠化、生物多様性の喪失、酸性雨、自然災害といった深刻な環境問題が世界的な脅威となっています。

自然の所有者として、人類は天然資源の枯渇や自然へ損害を与えるような急速な開発への道を拒否して来ました。その代わりに、持続可能で自然と調和した生き方に向けた持続可能な開発戦略を最善の選択肢として考えてきました。環境の汚染や悪化には国境はなく、環境問題はそのスケールにおいてよりいっそう国際的なものとなりつつあります。

議長

参加者の皆様

この機会を利用しまして、モンゴルの現在の環境問題に対する挑戦とこの分野における国の政策を御紹介したいと思います。

モンゴルは中央アジアとシベリア・タイガが会合生態学上の移行ゾーンに属す内陸の際立った大陸性気候の下で生態系はやや脆弱で繊細であると言えます。

古代から自然環境を保全し、天然資源の適切な使用を目指して来たモンゴル国民の価値ある伝統は、今では、持続可能な発展という新たな概念によって高められたものとなっています。しかしながら、今世紀の中頃からの発展、工業化、人口増加により、モンゴルの伝統的な生活様式や遊牧民の文化にかなりの影響が出ています。

ここ20年間で、再生可能なまた再生不可能な天然資源の開発度合いは急速に進展し、環境に悪影響が出始めています。鉱業品はモンゴルの総輸出の2/3以上を占めています。また、耕作に関する協力の動きや耕作地に新たな区域を設けることで、伝統的な生活様式に顕著な変化が見られるようになりました。協力政策を通して、同種の大量の家畜が1ヶ所にその維持能力を上回って集められるため、土壌の生産性、水の供給悪化を招きました。総森林面積は、140万ヘクタール、総牧草地は690万ヘクタール減少しました。近年の公的企業の民営化と何千にも上る民営企業の出現は、監督官庁による活動の監視がほとんどなされないために、短期利益の追求による天然資源の無分別な開発、不適切で汚染を発生する廃棄物管理、経済活動によりダメージを受けた天然資源回復の失敗という結果を招いています。

モンゴルが直面している最も差し迫った環境並びに天然資源問題は、天然資源の悪化と過剰開発、大気汚染、過剰開発と限りある水資源の汚染、有害固体廃棄物処理、牧草地と生物の多様性保全とが対峙する土地利用、土地と森林資源の持続不可

能な活用、自然及び人の影響による砂漠の拡大、度重なる自然災害といった都市化と社会・経済発展による環境への挑戦なのです。

1990年代に、民主的な市場指向の政策が開始され、環境改善が可能な条件が設けられました。1994年から2000年にかけて、モンゴル議会は、自然の保全及び天然資源の合理的利用に関する一連の法律及び計画を制定しました。法律では、天然資源の保護、回復、合理的利用に関する権限は地方自治体にあります。すなわち、こうした事柄における地方自治体や地域社会の役割が増大しているのです。

1995年から、数多くのイニシャティブやプログラムがモンゴルの環境問題に対応してきました。その成果には次のようなものがあります；

- 例えば、天然資源管理、大気への排出、廃棄物排出、環境税、天然資源の開発からのロイヤルティといった特定の環境法立案において顕著な進展が見られます。
- 過去5年間で非常に多くの戦略並びに行動計画が承認され、今では、こうした計画を実施することが重要な課題となっています：生態系に関する国家政策、生物多様性の保全に関する行動計画、砂漠化対策国家行動計画(NAPCD)、保護区に関する国家計画、水政策国家計画、森林計画、廃棄物計画：大気質保護計画、環境教育国家計画、及び一般投資プログラム(PIP)1999-2002。
- 21世紀のためのモンゴル行動計画(MAP-21)が、地球の持続可能な開発方法と原則に従って策定されています。この計画は、環境のチェック&バランスを維持しつつ、モンゴルの生活のあらゆる分野の開発のための必要条件、政策目標、作業方向及び方法を複合的に包含し、定義する国の指針となるものです。
- 環境保護へのNGO及び一般の参加が増えています。
- 国土の14%が保護区ネットワークに組み込まれています。
- 環境影響解析(EIA)の知識、手順、実施能力が強化されています。
- 生態系データベースを伴う環境情報システムを含めた国家環境モニタリング・システムが開発されています。
- 多くのプロジェクトが、地方レベルの環境と天然資源の管理・保護に焦点を合わせています。
- 2000年2月に、モンゴル議会は、「環境保護並びに天然資源回復に拠出する天然資源利用金からの収入割合」に関する法律を承認しました。環境保護及び天然資源管理を強化発展させるための資金源と財政構造を機能させるために非常に重要な法律です。

1993年以後、モンゴルは、生物多様性の保全、気候変動、砂漠化対策、オゾン層破壊の減少、植物相及び動物相の希少種と絶滅危惧種の取り引き、有害廃棄物の越境移動と処理、湿原の保護、化学兵器の製造、保管、並びに処分、移動性動物の保護といった重要な地球規模の環境問題を規制する9つの条約に加わっています。また、モンゴルは、外国や交際的な組織とも効果的に協力し合っています。モンゴルは国際条約を締結しているので、世界の生態系を生態学上の脅威から守り、国際的な場における評判を高めることに貢献する機会を得ています。現在までに、モンゴルの全土、特に国境周辺の自然を守るために非常に重要な20の二国間環境合意のうち、1990年から1999年の間に7つの政府間合意が締結されています。1994年に環境分野においてロシアと中国政府と締結した合意は、隣国との多国間越境協力展開の基礎となるものであることは、注目に値します。さらに、国境周辺の水質の保護と利用に関して隣国と締結した政府間合意により、参加国は、水の枯渇や水質汚濁の防止といった水質管理活動、調査や自然災害時の情報交換が実施出来るよ

うになりました。関係当局の代表者により数回に渡って会議が開催されています。

モンゴルにおいて環境的に持続可能な発展を達成するための基本的かつ重要な要素は、健全な環境立法、能力ある機関の枠組み、適切な情報及び知識のベース、一般の理解と参加、環境悪化を抑制し、地域社会に仕事と発展の機会を生み出すという目標を定めた投資プログラムです。政策や計画以前に述べられた一切を現実化するための法的環境、個人的、財政的、技術的資源と条件を整えるとともに、我々は、実施を開始する必要のある作業、義務、必要性に取り組んできました。国または地方レベルで自然保護と回復に資金提供する財源が不足しています。こうしたプログラムを成功裏に実施するには、国の機関、NGO、民間企業を含めたキープレイヤーの全国的な参加を確実にすることが重要となるでしょう。

議長

参加者の皆様

1992年の第1回環日本海環境協力会議以来、参加国は地域協力のための効果的な対策を求める努力を継続してきました。第9回会議は、問題取り組みの一切の成果と協力を論議し、地域協力チャンネルを強化する非常に重要な機会だと考えます。

最後に、NEACは地球温暖化、砂漠化対策、生物多様性の保全といった地球規模及び地域的な環境問題を取り上げるという役割を果たすことが出来るということを強調したいと思います。地域の先進国は協力の様々な分野、とりわけ発展途上国への技術移転や財政援助において、積極的に関わって頂けるものと思います。

皆様の御成功をお祈り致します。

御静聴有り難うございました。

第9回環日本海環境協力会議
2000年7月26～28日
モンゴル、ウランバートル

北東アジアにおける地域環境協力
－展望 2000－

国連アジア・太平洋経済社会委員会(UN/ESCAP)
環境・天然資源開発部環境政策専門家
市村 雅一

1985年以降5年毎に、環境と発展に関する本地域の環境大臣会議が開催され、環境に対する意識が広がり、また地域内の環境と持続可能な開発問題の追求する国々と利害関係者間の強調が強化されて来ました。特に、1995年11月にバンコクで開催された先の環境大臣会議では、地域内でのアジェンダ21の実施促進方法を集中審議し、閣僚宣言並びに地域の環境優先事項を取り上げた、環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画1996-2000が採択されました。

この成果を基に、第4回環境大臣会議が北九州市で今年の8月31日から9月5日まで開催される予定で、その第一目的は、地域の環境状況評価とアジェンダ21実施の更なる強化へコンセンサスを求めることとなっています。会議では、新たな千年紀の始まりに当たって、国別また地域別フォローのための新たな地域行動計画の採択が期待されています。期待される成果には、クリーンな環境のための北九州イニシアティブも含まれており、これを、RAP(環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画)実施のための優先的機構とすることが提案され、都市環境、優先的な政策と方策実施のための意思決定者のコミットメントを再確認する新たな宣言、及び、アジェンダ21の地球規模での実施をレビューする「リオ+10」へのアジア・太平洋地域からの共同メッセージに特別な重点が置かれることになっています。

地域協力の重要性はこれまで、絶えず、環境大臣会議の審議の中(特に1995年に採択された地域行動計画1996-2000)で強調されて来たことに注目したいと思います。1995年以降の進展を評価するために、「アジェンダ21の実施、国際環境会議、環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画1996-2000のレビュー」という文書が北九州で開催される次回の環境大臣会議への提出及び審議のために作成されており、この文書の中では、地域活動の展開が実施における主要な指標の一つとして認識されています。地域活動における顕著な進展を検証し、「環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画2001-2005」という別の文書も採択のため会議に提出されることになっており、地域活動の一層の促進、特に協力のための効果的な域内機構の展開を求めています。

「実施のレビュー」という文書の中で評価されている進行中の活動には、地域プログラムにおける主要な展開が報告されています。例えば、東南アジアからは、ヘイズ行動計画、ASEAN生物多様性保全地域センター、大メコン計画、また大気汚染の抑制と防止及び越境汚染の影響の可能性に関するマレ宣言に関して南アジアからも報告がなされています。また、東アジアの海、南アジアの海、北西太平洋、黒海に対する行動計画の策定、並びにプロジェクトの実施を含む、UNEPの地域海計画を通しての地域レベルでの海洋汚染への取り組みに対するイニシアティブも報

告されています。カスピ海やアラル海流域では、より多くの地域環境協力プログラムが実施されています。

北東アジアにおける地域協力の展開はまた、ここ数年印象的なものでした。この環日本海環境協力会議は、参加5ヶ国の価値ある継続的な努力の結果として、毎年開催されてきました。この会議では、地域の環境当局や実践者の優先的な関心を反映し、様々な問題が取り上げられ、論議されてきました。環境問題の検証や情報交換は、参加国の環境状況に関し深い理解を生み、域内において様々な形の環境協力プロジェクトを形成する堅実なよりどころを提供してきました。

しかし、多分この地域では、中国、日本、韓国三ヶ国環境大臣会合が、過去2年間において最も印象的な展開を見せたと言えるでしょう。昨年と今年に開催された過去2回の会合では、三ヶ国の大臣は、地域環境協力並びに持続可能な開発をさらに促進する大臣レベルの定期フォーラム設定の有効性を再確認し、6つの優先分野においてこの三ヶ国間でより具体的なプロジェクト形式の協力を展開するための行動を起こすことに同意しています。

この地域から始まった別の優れたイニシャティブとしては、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク(EANET)の設立に向けた努力が挙げられます。2年間の準備期間を経て、EANETは現在、北東アジア及び東南アジア諸国を含むネットワークの正式な設立に向けて、組織的並びに財政的合意を締結する最終段階に達しています。

北東アジア地域環境協力プログラム(NEASPEC)の最近の展開についてご報告することを大変うれしく思います。皆様のご大半は、当地域における総合的環境協力のためのユニークな政府間機構であるNEASPECの展開と活動についてよく御存知のことと思います。しかし、このプログラムについてよく御存知ない方のために、NEASPECの背景、過去の展開、並びに現在進行中の活動について手短かに説明させて頂きたいと思えます。

北東アジアにおける地域環境協力促進の努力は、1992年のリオ会議のすぐ後に、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、アジア開発銀行(ADB)、世界銀行との協力の上で、国連アジア・太平洋経済社会委員会(ESCAP)が最初に着手しました。第1回高級事務レベル会議は、1993年2月にソウルで開催されましたが、本地域内において事務レベルでそうした会議が開かれるのは初の試みでした。それ以後、一連の高級事務レベル会議における協議のプロセスを通して、NEASPECは、関連する分野における環境協力プロジェクトを中国、モンゴル、日本、韓国、ロシア、北朝鮮といった北東アジアの6ヶ国の参加を得て遂行しつつ、本地域の国々の共通の関心である環境問題を取り扱う政策対話のフォーラムとしての第一機能を継続的に発展させてきました。

この発足プロセス全体に渡って、まず注目すべきは、1996年9月にウランバートルで開催された第3回高級事務レベル会議における北東アジア地域環境協力プログラムの枠組みの採択と言えるでしょう。枠組みでは、とりわけ、地理的な範囲、プログラムの目的、高級事務レベル会議の意志決定機能、以後の協力活動のための強固な土台となるNEASPECの調整、管理、財政機構が策定されました。

そうした協力上の枠組みを適確に設けて、NEASPECはプロジェクトの策定並びに実施においても前進をみえています。1994年11月に北京で開催された第2回高級事務レベル会議では、各エネルギー分野における大気汚染抑制、生物多様性の管理並びに環境データを含むプロジェクト確認のための5優先分野が承認され、3つの副プロジェクトが、アジア開発銀行とESCAPからの資金援助を得て実施されてい

ます。

初の中国におけるクリーン・コール・テクノロジーに関するデモンストレーションと現場におけるワークショップで始まった NEASPEC のプロジェクトは、6 つの技術のデモンストレーションと現場におけるワークショップ、4 つの専門家会議、2 つのプロジェクト・レビュー会合を含む 16 の活動を通して実施されました。さらに、フォロー・アップ活動のための 4 つのプロジェクト・プロファイルが、まもなく提供されるアジア開発銀行及び ESCAP による第二フェーズ資金のために展開されています。その間、インター・フェーズ活動として、とりわけ韓国での環境データ及び石炭火力発電所の汚染防止に関する 2 つの NEASPEC トレーニング・センターの設立が、韓国及び日本政府のイニシャティブの下で進行中です。

今までに述べましたこれまでの進展の中でも、まず、今年の 3 月にソウルで開催された第 6 回高級事務レベル会議は、非常に重要なビジョン声明が採択され、NEASPEC の新たな時代の始まりのための記念碑とも言うべきものとなりました。このビジョン声明は、とりわけ NEASPEC が NEASPEC の現在の枠組みを北東アジアにおける環境協力のための総合的プログラムへ、恐らく 2 年後にここウランバートルで開催されることになる第 8 回高級事務レベル会議までに、発展させることをうたっています。

ソウル会議のもう 1 つ重要な決定は、地域環境協力及び承認されたプロジェクトの実施を強化することを目的とした「北東アジア環境協力のための中核基金」の設立です。韓国から 100,000US ドルの寄付が約束されましたことは、喜ばしい限りです。疑いなく、他の国々も先例に従い、中核資金へ自主的な寄付をして頂けるものと思います。

ソウル会議ではまた、北東アジアにおけるいくつかの環境協力イニシャティブ及びプロジェクト、すなわち、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク(EANET)、アジア・太平洋環境会議(ECO ASIA)、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)、環日本海環境協力会議(NEAC)、及び豆満江流域開発プロジェクト(TRADP)の活動プレゼンテーションが初めて実施されました。会議ではまた、中国、日本、韓国三カ国環境大臣会合の成果も歓迎されました。会議では、進行中のイニシャティブの情報及び経験を分かち合うことは非常に価値があり、その貢献のより良い理解が促進され、ひいては、こうしたイニシャティブ間の重複を避け、相乗作用を増すことにもなるという観点から継続すべきであると勧告されました。NEASPEC 諸国は、長期に渡って、様々なイニシャティブ間の効果的な協力に向けたパートナーシップの強化を決心されていることと思います。

ESCAP 事務局は当地域の国々から UNDP、UNEP、ADB、世界銀行、及び他の関係する機関と協力して事務局、専門的並びに技術的支援を提供するよう委任されてきており、北東アジアにおける地域環境協力の一層の促進に向けて NEASPEC 諸国と協力することを非常に喜ばしいことと考えています。しかしながら、地域協力の改革のための最も基本的な推進力は、疑いなく、参加国のイニシャティブです。この点において、当会議並びに参加国の皆様が、セッション 4 の議題として、北東アジアの環境協力のレビューと将来像を選ばれたことに喜びの意を表したいと思います。

皆様が活気ある、また、実り多い討議をされることを信じております、また北東アジアの環境協力の更なる発展に対して新たな洞察と見解を出されるであろう当会議の成果を楽しみにしております。

基調演説資料
国連環境計画/アジア太平洋事務所(UNEP/ROAP)次長
名執 芳博

世界環境大臣フォーラム
管理理事会第6回 UNEP 特別会期
2000年5月29日-31日 於:スウェーデン、マルモ

- 国連総会により設立
- 世界の環境大臣 100人以上が出席(参加者 600人以上)
- 議題:
 - 重要かつ新たな環境問題
 - 21世紀の環境に関する主な挑戦
 - 民間の役割
 - 市民社会の役割と責任

マルモ宣言

ストックホルム以降

- 大きな進展が見られた
 - 国際環境法並びに国内法の枠組
- しかし十分とは言えない
- 環境悪化傾向の増大
 - GEO-2000/UNEP(「地球環境概要 2000」)
- 都市化の加速傾向
- 巨大都市の開発
- 気候変動
- 淡水資源の危機
- 生物資源の持続不可能な利用
- 干ばつ及び砂漠化
- 無節制な森林破壊
- 有害化学物質
- 陸地ベースの汚染

地球環境の2大脅威

- 先進国の持続不可能な生産・消費パターン
- +
- 開発途上世界の貧困

社会のあらゆる関係者による全面参加

民間の役割

- 技術革新

- 資源効率の良い新技術
- クリーン・テクノロジー
- 環境に配慮した技術の移転
- ライフ・サイクル・アプローチ(経済)

市民社会の役割

- 政策立案者へ新たな環境問題への注意を喚起
- 普及啓発
- 透明性の促進

リオ+10(CSD8 の決定)

第 55 回国連総会

- 協議事項と予想される主要テーマ
- 2002 年のイベントの時期と開催場所
- その他、組織並びに手続き上の事柄

事前活動

- UNEP の役割(関わり)
- 国家及び地域レベル

中核基金の設立

マルモ宣言から

- サミット・レベルにおいて
- アジェンダ 21 の再交渉はしない
- 協力と緊急性の新たな精神の注入

アジア・太平洋環境と開発に関する閣僚会議 2000 (MCED4)

期間：2000 年 8 月 31 日-9 月 5 日

場所：福岡県北九州市

- 環境と持続可能な開発に関する政策のレビュー
- アジェンダ 21 の実施、環境に関する多国間合意、開発途上小島国の持続可能な開発のための活動計画のレビュー
- 環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画(RAP)1996-2000 年実施のレビュー
- 地域における危機的環境及び持続可能な開発の問題、並びに持続可能な開発の促進のための方策

期待される成果：

- RAP(環境上健全で持続可能な開発のための地域行動計画)2001-2005

- アジア・太平洋の環境と開発に関する 2000 年閣僚宣言
- リオ+10 への地域メッセージ
- クリーンな環境のための北九州イニシアティブ

環境法と政策に関する北東アジア地域ワークショップ

2000 年 7 月 3 日-4 日 於:ソウル

- 北東アジア地域環境協力プログラム(NEASPEC)に対する UNEP の貢献
- NEASPEC の 2 つの優先分野への焦点
 - (1)特にエネルギーと関連した大気汚染
 - (2)生物多様性の保全

大気汚染とエネルギー

- 構造・組織的情報普及システムの開発(国連環境計画/アジア太平洋経済社会委員会)
 - 諸問題の要約
 - 国内/地域/国際情報源リスト

生物多様性分野における協力

- 生物多様性に関する地域ワークショップの計画
- 生物多様性保全のための地域協力に関する GEF プロジェクトの展開
 - 国レベルでの適切な立案への参加
 - 域内各国のニーズ並びに能力に基づく

協力機構に係わる

国連気候変動枠組条約及び京都議定書に関する国/地域ワークショップ

2000 年 8 月 28 日-29 日 於:ソウル

目的

- 問題の科学的、経済的関わりと交渉の現状について国家の利害関係者に情報を提供
- 問題への理解を深める(潜在的な開発上の利点、挑戦)

予想される参加者(韓国及びモンゴル)

- 政府機関(環境、エネルギー、運輸、等)
- 民間(エネルギー、工業)
- NGO、学術等

NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)のプロジェクト

- * NOWPAP 1: 対象海域の海洋保全に関するデータベース及び情報管理システムの構築
- * NOWPAP 2: 各関係国の海洋環境保全に関する法令等の調査
- * NOWPAP 3: 対象海域の環境モニタリングプログラムの作成

- * NOWPAP 4 : 海洋汚染に対する地域協力
- * NOWPAP 5 : 各分野の活動拠点になる地域活動センターの指定
- * NOWPAP 6 : 海洋、沿岸環境に関する普及啓発

北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)

1994年(第1回政府間会合)

- ・北西太平洋地域の海洋・沿岸環境の保護、管理、開発のための行動計画を採択

1996年(第2回政府間会合)

- ・1997/98年ワークプラン及び予算の承認

1998年(第3回政府間会合)

- ・1997/98年のワークプラン及び予算の改訂
- ・地域活動センターの設立

1999年(第4回政府間会合)

- ・地域調整ユニット(RCU)設立の必要性

第5回政府間会合

(2000年3月29日-30日 於:大韓民国、仁川)

-RCU 設立の提案手続きを承認

- 日本
- 大韓民国
- 中国

(最終決定は、今年度末に東京で開催される第6回政府間会議で行う)

-2000/2001年の作業プログラムの見直しと採択